

中古車の車両状態表示(評価)に関する監修基準及び同基準の運用・判断基準

中古車の車両状態表示（評価）に関する監修基準	同 監 修 基 準 の 運 用 ・ 判 断 基 準
1. 中古車の車両状態の表示（評価）項目及び基準 表示（評価）項目及び基準については、以下を満たしているものとする。 1）外装及び内装 ① ヘコミ、キズ、補修跡、汚れの有無等、車両のありのままの状態が適正に表示されるようになっていること ② 車両展開図、記号、文言等により、その部位や大小等が明りょうに表示されるようになっていること ③ 評価点等を表示する場合は、評価点の意味するところが明りょうに表示されるようになっていること 2）修復歴の有無 ・「自動車業の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という）」第11条第1項第10号及び(財)日本自動車査定協会が定める修復歴の判断基準に基づく修復歴の有無及び有りの場合のその部位が明りょうに表示されるようになっていること 3）走行距離数 ・自動車検査証、点検整備記録簿等の帳票類、走行メーター管理システム等による確認並びに車両状態のチェック等を実施した上で、規約第11条第1項第4号に定める内容に沿って、走行距離について明りょうに表示されるようになっていること 4）その他項目 ① 機関の状態等、上記以外についての表示（評価）を行う場合は、その意味するところが明りょうに表示されるようになっていること ② 評価実施機関（者）及び評価実施年月日又は発行年月日が表示されるようになっていること	◆外装とは、車両の外観全般を指し、内装とは、車両の客室、荷室全般を指すものとし、内装、外装ともに、表示（評価）の対象とならない部位がないこと 例）外装のうち、下回り（目視で確認できる範囲）についてもチェックの対象となっていること ◆ヘコミ、キズ等の部位、大小等が正確に（ありのままに）表示されるようになっていること ◆評価点等の意味するところが曖昧であったり、不明確であったりしないこと ◆修復歴の有無が規約及び日査協判断基準に基づき表示され、また、修復歴がある場合の修復部位が車両展開図、記号、文言等により、明りょうに表示されるようになっていること ◆自動車検査証等の帳票類の確認並びに車両状態のチェックが実施され、走行距離数が規約に基づき、明りょうに表示されるようになっていること ◆1）から3）以外について表示（評価）を行う場合、表示（評価）の基準や方法が明確であり、かつ、その意味するところが曖昧であったり、不明確であったりしないこと

中古車の車両状態表示（評価）に関する監修基準	同監修基準の運用・判断基準
5) 書面による表示及び同書面の交付並びに保存 ① 上記1) から4) の表示（評価）項目について、書面（インターネットの場合は画面）により表示（評価）され、購入者には同書面が交付されるようになっていること ② 評価実施機関（者）又は販売事業者において、購入者に交付した書面の写しが2年以上保存されるようになっていること なお、書面の写しの保存は、電磁的記録の保存により代えることができるものとする <u>2. 表示（評価）を適正に実施するための運用体制</u> 運用体制については、以下を満たしているものとする。 1) 実施者となるための研修及び検定等の資格制度 ① 研 修 学科及び実技について、一定基準以上の研修が実施されるようになっていること ② 検 定 学科及び実技について、一定基準以上の合格基準を設けた検定が実施されるようになっていること	◆一定基準以上の研修とは、修復歴の判断基準、内装及び外装瑕疵の見分け方、表示（評価）実務、公正競争規約に基づく表示の仕方等について、学科及び実技の研修が合わせて、原則20時間以上実施されるようになっているものをいう ◆研修の講師は、車両状態の表示（評価）実務に関して豊富な経験と知識を有し、指導者として相応しい者が当たることになっていること ◆研修を受講する者は、相応の経験、スキルを持つ者に限られていること ◆研修を実施する際、講師と受講生の人数のバランス等が適切であること 例) 実技研修については、講師1人に対し、受講生5人程度までを目安とする ◆研修の内容・時間は、受講者の経験・能力等に応じたものとなっていること ◆研修を行うに相応しい会場や車両の確保が行われていること ◆一定基準以上の合格基準とは、修復歴や内装及び外装の状態等、様々な状態の車両について、研修を含めて10台以上を検査し、修復歴の見落としがなく、かつ、内装及び外装の瑕疵発見正解率が80%以上となっているものをいう ◆検定内容、時間等は、受験者の能力を判断するために相応しいものであること ◆実技検定については、検査車両10台のうち、最低5台以上が修復歴車であること ◆検定を行うに相応しい会場や車両の確保が行われていること

中古車の車両状態表示（評価）に関する監修基準	同 監 修 基 準 の 運 用 ・ 判 断 基 準
③ 資格制度 前記の研修を受講し、検定に合格した者又は同等以上の能力を有すると認められる者に資格が付与され、同資格が付与された者により、実施されるようになっていること 2) 表示（評価）が適正に行われているかについての監査制度 ① 一定基準以上の監査が年1回以上実施されるようになっていること ② 表示（評価）に問題がある又はそのおそれがあると認められた場合に、必要に応じて監査が実施されるようになっていること ③ 上記①、②の監査において問題が認められた場合、当該実施者について再度の研修や検定の実施、資格の停止又は取消し等の対応がとられるようになっていること <u>3. 監修のための審査等</u> 1) 監修の申請 中古車の車両状態について、表示（評価）項目、表示（評価）基準、運用体制等（以下、「中古車の車両状態に関する表示（評価）の内容」という。）を定め、それにより中古車の車両状態表示（評価）を実施し、又はそれにより販売店等が中古車の車両状態表示（評価）することができるようにする者（以下「評価機関」という。）は、当該中古車の車両状態に関する表示（評価）の内容について監修を受けようとする場合は、(社)自動車公正取引協議会に対し、関係資料を添えて書面により申請するものとする	◆同等以上の能力を有する者とは、車両状態の表示（評価）実務に関して豊富な経験と知識を有し、表示（評価）実施者を指導する立場にある者等をいう 例) (財)日本自動車査定協会の支所において中古車の査定業務を行う者、オークションにおいて車両検査を実施する者等 ◆資格が付与された者について、その氏名や所属事業者名、資格付与年月日等、適切な管理がなされていること ◆資格が付与された者について、車両状態の表示（評価）実施に関する技能の維持・向上を図るためのサポート体制が整っていること ◆一定基準以上の監査とは、実車と表示（評価）内容（書面）とのチェックを10台以上実施し、修復歴の見落としがなく、かつ、内装及び外装の瑕疵発見正解率が80%以上となっているものをいう ◆年1回以上の定期監査の実施時期、必要に応じて実施する監査の実施基準等が定められていること ◆監査は、車両状態の表示（評価）実務に関して豊富な経験と知識を有し、表示（評価）実施者を指導する立場にある者により、実施されるようになっていること ◆監査の実施について、合格及び不合格（再度の研修や検定の実施、資格停止又は取消し等）の基準が定められていること、また、透明性や適正性が担保されていること ◆監修を申請する際には、監修申請書及び関係資料として、表示（評価）項目及び基準、運用体制等について、監修基準を満たしていることが確認できる資料等を提出するものとする ◆評価機関の申請に基づき、関係資料の内容の確認及び評価機関や評価実施販売事業者に対するヒアリング等、必要な審査を実施するものとする

中古車の車両状態表示（評価）に関する監修基準	同 監 修 基 準 の 運 用 ・ 判 断 基 準
2）審査結果の通知 （社）自動車公正取引協議会は、審査終了後、監修の可否を書面により申請者に通知するものとする 3）監修を受けた旨の表示 （社）自動車公正取引協議会から監修を受けた中古車の車両状態に関する表示（評価）の内容に基づき表示（評価）を実施した場合は、表示（評価）書面等にその旨を表示することができる なお、その表示内容、方法等が不適切なときは、（社）自動車公正取引協議会は、是正を求めるものとする 4）監修を受けた内容の変更 監修を受けた評価機関が監修を受けた内容等を変更する場合は、あらかじめ（社）自動車公正取引協議会の了承を得なければならない 5）監修の有効期間 監修の有効期間は、監修を受けた日から２年間とし、２年毎に更新するものとする	◆車両状態の表示（評価）書面に表示する「（社）自動車公正取引協議会から監修を受けた旨」の具体的な表示内容、表示方法については、事前（監修の申請時、表示内容の変更時等）に（社）自動車公正取引協議会の承認を得るものとする ◆車両状態の表示（評価）書面には、例えば、以下のような表示をすることができるものとする 例１）『この車両状態証明は、表示（評価）項目や基準、評価実施者の資格等について、社団法人自動車公正取引協議会の定める基準を満たしたものとして監修を受けた「〇〇〇評価システム（制度）」に基づき実施したものです。』 例２）『この車両状態証明は、表示（評価）項目や基準、表示（評価）を適正に実施するための運用体制について、社団法人自動車公正取引協議会の定める基準を満たしたものとして監修を受けた「〇〇〇評価システム」に基づき実施したものです。』 ◆監修を受けた内容等を変更する場合は、（社）自動車公正取引協議会に対し、関係資料を添えて、書面により申請するものとする ◆監修の更新を申請する際は、（社）自動車公正取引協議会に対し、書面により申請するものとする

中古車の車両状態表示（評価）に関する監修基準	同 監 修 基 準 の 運 用 ・ 判 断 基 準
<u>5. 運用状況に関する報告義務等</u> 1) 運用状況の報告 監修を受けた評価機関は、(社)自動車公正取引協議会に対し、監修を受けた内容に関する運用状況等を別途定める書式により年1回以上報告しなければならない 2) 調査への協力義務等 監修を受けた評価機関は、(社)自動車公正取引協議会の実施する運用状況等に関する調査に協力しなければならない 3) 改善指示等 ① (社)自動車公正取引協議会は、監修を受けた中古車の車両状態に関する表示（評価）の実施状況等に問題がみられた場合、監修を受けた者に改善を指示することができるものとする ② 改善指示を受けた者は、それに従わなければならない 4) 監修の取り消し等 (社)自動車公正取引協議会は、中古車の車両状態に関する表示（評価）の運用状況に重大な問題がみられた場合、監修を受けた評価機関が(社)自動車公正取引協議会の改善指示に従わない場合又は(社)自動車公正取引協議会の実施する調査に協力しない場合は、監修を取り消すことができるものとする <u>6. 監修基準の変更</u> (社)自動車公正取引協議会は、本監修基準を変更しようとする場合は、書面により、その変更内容について監修を受けた評価機関に通知するものとする	